

県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

No.	素案への御意見			県の考え方
	頁	行	御意見等（要約）	
第2章 計画の基本的な考え方				
1	5	14	人権意識の高揚のための教育・啓発というのがそもそも上から目線ではないか。自立した生き方がなんらかの影響でにくい社会が以前より進んできている中、何かで晴らしたい、その気持ちがより弱い社会的立場にある人に向かうことをなんとかしなくてはいけない。 差別は暴力であるという認識が必要。 包括的に差別を禁止する条例をつくるなど具体的施策が必要。	本計画は「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画に推進するための行動計画として策定するものです。 同方針において県が推進すべき基本施策の一つとして「人権意識の高揚—教育・啓発」が定められているため、本計画の基本的な考え方においても、これに倣った表記を使用しています。 包括的な差別の禁止に関しては、広域的な課題であり、単独の自治体の条例で実効性を担保することは難しく、法律に基づく全国一律の一元的な対応が必要であると考え、国に対して引き続き実効性のある法制度の早期確立を要望してまいります。
2	6	25~35	家庭教育について、何も葛藤がない家族関係を前提に子どもを教育すべきと公的機関が書くのは違和感がある。 家庭を構成する家族間に力関係が生じるからこそDV被害や面談DVIによる虐待がとりざたされる中、家庭が子どもを教育する場であると公然と書くのはまずいのではないか。 規範を家庭に押しつけることはやめてほしい。家庭で起こるさまざまなほころびや葛藤を出して相談できる施策をいれてほしい。	家庭教育に関しては、関係する個別計画（滋賀の教育大綱（第4次滋賀県教育振興基本計画））においても、その活性化の促進や支援体制の構築に取り組みこととされているため、計画の記載については、原案のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
第3章 人権施策の推進				
I 基本施策の推進				
I-1 人権意識の高揚—教育・啓発				
3	7	22	「性の多様性への理解の促進など」が追記されたようですが、少し違和感があります。「性の多様性への理解の促進」が重要であることは当然ですが、「社会情勢の変化にともなう新たな問題」の例示として、このことだけが書かれることへの違和感です。 「インターネットによる人権侵害」は、「社会情勢の変化にともなう新たな問題」と言えるかもしれませんが、「性の多様性」は「社会情勢」にかかわらず存在していたことであり、並列することにも違和感があります。	「『社会情勢の変化にともなう新たな問題』の例示として、『性の多様性への理解の促進』が追記されたことに違和感がある」とのご意見の趣旨を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。 <修正前> 性の多様性への理解の促進など、社会情勢の変化にともなう新たな問題にも常にアンテナをはり、 <修正後> 性の多様性への理解の促進など、社会情勢の変化にともなう広く認知されるようになってきた問題にも常にアンテナをはり、
4	12	32~40	2020年6月施行の労働施策総合推進法（パワーハラ防止法）に、SOGIハラスメント（相手の性的指向や性自認に関する侮辱的な言動）、アウトティング（労働者の性的指向・性自認などを本人の了解を得ずに暴露すること）といった行為もパワーハラメントであるという規定が入ったことが反映されていません。 ハラスメントの項目に入れても良いかと思いますが、根拠法が労働関係法ですので「人権が尊重される明るい職場づくりの推進」に入れるのが良いと思います。	ご意見を踏まえ、巻末（61ページ）の「パワーハラメント」に関する用語解説を以下のとおり修正します。 <修正前> 職場での権力や地位を利用して行われる嫌がらせ。令和2年（2020年）に改正された労働施策総合推進法では、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの3つの要素を全て満たすものがパワーハラメントにあたりと定義された。 <修正後> 職場での権力や地位を利用して行われる嫌がらせ。令和2年（2020年）に改正された労働施策総合推進法では、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの3つの要素を全て満たすものがパワーハラメントにあたりと定義されるとともに、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことや、性的指向・性自認等の機微な個人情報労働者の了解を得ずに暴露することもパワーハラメントに該当するとされた。

No.	素案への御意見			県の考え方
	頁	行	御意見等（要約）	
5	13	11~22	「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業活動の推進に取り組むのは大変望ましいことだと思いますが、啓発にとどまるのでは弱いと思います。 内閣府は2023年4月、「公共調達における人権配慮について」を発表しましたが、このように県が関わる事業者（指定管理、入札その他）に人権デュー・デリジェンス導入を義務づけるなどの取り組みを入れてください。	県の事業に関わる事業者に対する一定の取組の義務付けには、慎重な検討が必要であると考えているところです。 ご指摘の「公共調達における人権配慮について」につきましては、政府（国）が実施する公共調達に関して、入札企業における人権尊重の確保に努めることを決定したものであり、地方公共団体における入札等に対して同様の努力義務を課すものではないため、計画の記載は原案のままとなりますが、本県においても同決定の趣旨を踏まえ、今後の対応を考えてまいります。
II 分野別施策の推進				
II-1 女性				
6	17	31	SDGsのターゲットのジェンダー平等を掲げながら、男女共同参画という言葉のみでジェンダー平等という言葉が使われていない。どこかに入れるべきではないかと思う。	「II 分野別施策の推進」の各分野の具体的施策については、関係する個別計画が策定されている分野の場合、当該分野の計画に基づいて記載することとしていますので、当該計画（パートナーシッププラン2025）の記載を踏まえた原案の表記のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
7	17	31	男女共同参画意識の浸透の中に、学校教育における実践の推進を入れるべきと考える。子どもの年齢から性差にかかわらずエイジェンシーが発揮できるように。	学校教育における実践に関しては、ご指摘の「4. 男女共同参画意識の浸透」において、「固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します」として、その推進を図ることとしていますので、原案のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
II-2 子ども				
8	18~22	—	「2 子ども」の項目に性暴力に関する記述がありません。2022年には、教員による性暴力等から子どもを守るための措置等を定めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されていることにも言及がありません。また2023年には性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げるなどの刑法改正がなされました。これらを踏まえ、子どもを対象とする性暴力の防止に関する内容も書き込んでください。	性犯罪・性暴力被害の防止に関しては、「II 分野別施策の推進」の「8 犯罪被害者等」に関連する取組等を記載しています。 ご意見を踏まえ、当該分野の「具体的施策」の該当箇所を以下のとおり修正します。 <修正前> 特に、性犯罪・性暴力被害については、滋賀県産科婦人科医会、（公社）おうみ犯罪被害者支援センター、県警察および県の4者連携により、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）を設置し、24時間365日ホットラインをはじめ、性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り1箇所提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図ります。 <修正後> 特に、性犯罪・性暴力被害については、滋賀県産科婦人科医会、（公社）おうみ犯罪被害者支援センター、県警察および県の4者連携により、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）を設置し、24時間365日ホットラインをはじめ、性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り1箇所提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図ります。 なお、子どもや若者の性犯罪・性暴力被害については、 <u>刑法改正等を受けた加害防止の強化等のために策定された国の「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の内容等を踏まえ、関係部署の連携のもと、その防止のための取組の一層の推進を図ります。</u>

No.	素案への御意見			県の考え方
	頁	行	御意見等（要約）	
9	19	16	子どもの権利条約を踏まえると明記されたことは素晴らしいと思います。その上で、子どもの権利条約を踏まえるのであれば、第12条の意見表明権について「子どもが意見を表明できる機会を提供し、子どもの意見や思いを社会に生かしていくための取組を推進」だけでは弱いと思います。「子どもアドボカシー」の取組を進めるなど、より踏み込んだ取組を入れてください。	本計画は「滋賀県人権施策基本方針」を総合的・計画的に推進するための行動計画であり、個別分野における個々の施策の詳細を全て網羅する性質のものではありませんので、原案の記載のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、子どもの意見や思いを社会に生かしていくための取組のさらなる推進に努めてまいります。
10	19	16	「子どもが意見を表明できる場を提供し」について、場の提供という特別な場を連想する。そうではなく、子どもには意見を表明する権利がそもそもあるという文脈でないといけないのではないか。また、思いを持っていても大人のように表明できない場合にアドボケートを利用できる、またそういう存在に大人がなれるように周知するなど、意見表明できる環境を整えるとした方がいい。	
11	20	28	「親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）」について、親子関係の再統合を子どもが望まないケースもある。そういった場合に子どもの意見を無視してすすめるのは余計に子どもを苦しめることになる。そういったケースも想定して書くべき。	「Ⅱ 分野別施策の推進」の各分野の具体的施策については、関係する個別計画が策定されている分野の場合、当該分野の計画に基づいて記載することとしていますので、当該計画（淡海子ども・若者プラン）の記載を踏まえた原案の表記のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
12	21	6	「不登校等への対応として」と書かれていることに違和感がある。文科省委託調査などから、きっかけが教員の言動であることが報告されている。子どもにとっての環境である子どもにとって学校が居場所でないと感じるようになってきていることをなんとかしないとイケないのではないか。教員の側にも多忙で子どもとていねいに関われないという事情がある。教員の数を増やすなどをしてないと絵にかいた餅。	いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
Ⅱ-4 障害者				
13	27	2~16	情報アクセシビリティの向上に取り組むことは大変重要です。「県政に関する情報発信の際には、障害の特性に応じた手段を利用して発信するよう努める」とのことですが、例えば、県議会の本会議以外の委員会審議も録画中継を行う、傍聴を認めている審議会の傍聴をオンラインで可能にする、会議資料を電子媒体で公表するなどのアクセシビリティの改善に取り組んでください。	いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
14	28	17	障害の社会モデルが前段に出てきているが、ここは「特別支援教育」でいいのか。「インクルーシブ教育」とした方がいい。	ご意見および関係する個別計画（滋賀の教育大綱（第4次滋賀県教育振興基本計画））の記載を踏まえ、該当箇所を下記のとおりに修正します。 <修正前> ③特別支援教育の充実 <修正後> ③特別支援教育の充実、 インクルーシブ教育システム構築の推進
Ⅱ-6 外国人				
15	33	24~27	「外国人材の活躍支援」の項目は、人権施策推進計画に入れるべき項目なのか、内容の書きぶりも含めて疑問に感じます。「外国人材」は、特定技能制度導入を前後して政府が使用し始めた用語だと思いますが、特定技能であろうとそれ以外の在留資格であろうと、人権が守られるべき「外国人県民」であり区別する必要があるのでしょうか。「人材」という言葉は人間をモノのように見なす言い方であり、少なくとも人権施策推進計画には適切でないと考えます。	「Ⅱ 分野別施策の推進」の各分野の具体的施策につきましては、関係する個別計画が策定されている分野の場合、当該分野の計画に基づいて記載することとしていますので、当該計画（滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版））の記載を踏まえた原案の表記のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。

No.	素案への御意見			県の考え方
	頁	行	御意見等（要約）	
16	33	29～36	「4. 次世代を担う人材の育成」は、従来は「安心して暮らせる生活支援」の中の「教育環境の整備」の項目だったものを独立した大項目にしてタイトルが変わったものです。 外国人の子どもに関わる項目を独立させることは望ましいと考えますが、ここでいう「次世代を担う人材」とは、外国人の子どもをサポートする学校教育現場での「人材」のことでしょうか？ 「次世代を担う人材育成」の用語は、科学技術・学術審議会などで「科学技術関係人材」を育成する文脈で使用されている用語であり、そもそも人権施策推進計画において、人間を「人材」視することに違和感があります。	「II 分野別施策の推進」の各分野の具体的施策につきましては、関係する個別計画が策定されている分野の場合、当該分野の計画に基づいて記載することとしていますので、当該計画（滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版））の記載を踏まえた原案の表記のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
17	33	29	人材の育成という表現は、おかしい。尊厳が傷つく表現。	
18	33	29～36	「II 分野別施策の推進」の「6 外国人」の項目下で、子どもに言及したのはこの部分「次世代育成を担う人材育成」の部分だけであることは大変問題です。 例えば「4 障害者」であれば「ともに育ち・学ぶ」というタイトルのもとに①②③と3つの項目があります。 外国人の子どもについても、就学年齢だけでなく乳幼児期も視野に入れ、学校や幼保施設での受け入れ体制整備だけでなく、外国人学校・幼保施設へのサポートも含め、現に行っていることを人権施策の中に位置づけ、さらに推進することを書き込んでください。	「II 分野別施策の推進」の各分野の具体的施策につきましては、関係する個別計画が策定されている分野の場合、当該分野の計画に基づいて記載することとしていますので、当該計画（滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版））の記載を踏まえた原案の表記のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
19	32～34	—	「外国人県民等」という用語が随所にありますが、「等」が付いている趣旨がよくわかりません。 「日本人県民と外国人県民等」（P33 40行目）という表現もあり、「外国人県民」にのみ「等」が付いていることに違和感があります。	「II 分野別施策の推進」の各分野の具体的施策につきましては、関係する個別計画が策定されている分野の場合、当該分野の計画に基づいて記載することとしていますので、当該計画（滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版））の記載を踏まえた原案の表記のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
20	33	30～32	「外国人児童生徒」に「等」が追記された趣旨がよくわかりません。 他の箇所では「児童生徒」は「子ども」に置き換えられる中、外国人だけ「児童生徒」のままであることも気になります。 もし、国際結婚の子どもなど「外国人」ではない子どもも包含するために「等」を付けたのであれば、「外国にルーツのある子ども」とすれば良いのではないのでしょうか。	「II 分野別施策の推進」の各分野の具体的施策につきましては、関係する個別計画が策定されている分野の場合、当該分野の計画に基づいて記載することとしていますので、当該計画（滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版））の記載を踏まえた原案の表記のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
II-10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ				
21	39 (56)	26 (「LGBT」の用語解説)	トランスジェンダーの説明について、「体の性と心の性が一致しない人」と表現するよりも「出生時に割り当てられた性別と、ジェンダーアイデンティティ（自分の認識している性別）が異なる人」と表現の方がより正確ではないか。（参考文献：周司あきら・高井ゆと里『トランスジェンダー入門』集英社新書）	「トランスジェンダー」の説明につきましては、国内では法律等による明確な定義づけがされていない状況の中、より多くの方にご理解いただきやすい表現として、法務省の委託を受けて各種人権啓発事業を実施している公益法人が作成した啓発冊子における表記等を参照した上で、「生物学的な性（からだの性）」および「性の自己意識（こころの性）」等の表記を使用していますので、原案のとおりとします。
22	39	26	「生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）とが一致しない人」は、トランスジェンダーの人たちを指すと思いますが、周司あきら・高井ゆと里著『トランスジェンダー入門』（集英社新書、2023年）によれば、このような説明は「とても不正確」だと指摘されています（p.10）。 「出生時に割り当てられた性別と、ジェンダーアイデンティティが異なる人たち」（p.11）が一般的な定義とされているので、そのように訂正してください。	

No.	素案への御意見			県の考え方
	頁	行	御意見等（要約）	
23	39	37~39	「…るとともに、法律に定める措置の実施等にあっては、性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活できることとなるよう留意することなどが規定され」の部分は削除してください。 法律にそのように規定されていることは事実ですが、規定されていることを全て記載しているわけではない中で、人権施策推進を掲げる本計画に、トランスジェンダー嫌悪を前提としたこの部分を敢えて掲載するのは不適切であると考えます。	ご指摘の箇所は「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」の現状に関する直近の情報として、令和5年6月に制定・施行された「性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に規定された内容のうち、地方公共団体における関連施策の推進にあたって特に留意が必要であると考えられるものとして、法律の基礎的事項および法案審議の過程で付加された留意事項を示したものであるため、原案のとおりとします。
II-11 インターネット上の人権侵害				
24	42	5~11	差別書き込みや動画の投稿、誹謗中傷は既に県内で顕在化している中、情報周知にとどまるのはあまりに消極的です。 他の自治体で既に取り組みされているような、より一歩踏み出した積極的な対応策を「検討する」ぐらいは入れることを求めます。	インターネット上の差別書き込みや誹謗中傷等の規制に関しては、国において「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」や刑法の改正等によって対策が図られているとおり、全国一律の一元的な対応が必要であると考え、原案のとおり、そうした法改正や制度改正を踏まえた情報等の周知に取り組むとともに、国に対して引き続き実効性のある対策を早急に講じるよう要望してまいります。
II-13 ヘイトスピーチ				
25	44	9~20	ヘイトスピーチへの具体的施策が教育・啓発と「関係機関と連携した相談対応の充実」にとどまるのはあまりに消極的です。 他の自治体で既に取り組みされているような、より一歩踏み出した積極的な対応策を「検討する」ぐらいは入れることを求めます。	ヘイトスピーチに関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」において、地方公共団体の責務として「相談体制の整備」、「教育の充実等」および「啓発活動等」に努めることとされていることを踏まえ、原案のとおり、その解消・防止のための教育・啓発に取り組むとともに、国・関係機関との連携による相談対応の推進に取り組んでまいります。
II-14 ハラスメント				
26	44	34	「ハラスメントは職場で行われるものにとどまらず、社会の様々な場面で行われることがあり、アカデミックハラスメント（アカハラ）やカスタマーハラスメント（カスハラ）など、新たな態様のハラスメントが次々と問題視されるようになっていきます」について、カスハラはともかく、アカハラは「新たな態様」とは言えません。 近年、注目されるようになったハラスメントの態様ということであれば、SOGIハラスメント（SOGIハラ）やレイシャル・ハラスメント（レイハラ）があります。これらについても書き込んでほしいです。	ご指摘の「現状と課題」に関しては、昨今問題となっている様々なハラスメントのうち、特に耳目を集めており、かつ、多くの人々に一定認知されていると考えられるものの一例として、「アカデミックハラスメント（アカハラ）」および「カスタマーハラスメント（カスハラ）」を挙げているものであり、様々なハラスメントの分類や名称が必ずしも明確に定義されていない現状において、これら以外のハラスメントを列記することは妥当ではないと考えています。 なお、「アカハラは新たな態様とは言えない」とのご意見に関しては、ご指摘の趣旨を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。 <修正前> アカデミックハラスメント（アカハラ）やカスタマーハラスメント（カスハラ）など、 新たな態様の ハラスメントが次々と問題視されるようになっていきます。 <修正後> アカデミックハラスメント（アカハラ）やカスタマーハラスメント（カスハラ）など、 様々な ハラスメントが次々と問題視されるようになっていきます。

No.	素案への御意見			県の考え方
	頁	行	御意見等（要約）	
27	44	34	アカハラは主に高等教育を想定して使われる言葉で、初等中等教育においてはスクール・ハラスメントという言葉があり、これについても人権施策推進で取り組むべき課題として挙げてください。 「現状と課題」ではアカハラ、カスハラも書かれているのに対し、p.45からの「具体的施策」においては、雇用関係下におけるハラスメントだけを想定したような書きぶりになっています。 教育施設における教職員から子どもへのハラスメントは、防止に関する明確な法規定はありませんが、だからこそ地方自治体での取り組みが重要だと考えます。	ご指摘の「現状と課題」に関しては、昨今問題となっている様々なハラスメントのうち、特に耳目を集めており、かつ、多くの人々に一定認知されていると考えられるものの一例として、「アカデミックハラスメント（アカハラ）」および「カスタマーハラスメント（カスハラ）」を挙げているものであり、様々なハラスメントの分類や定義が必ずしも明確でない現状において、これら以外のハラスメントを列記することは妥当ではないと考えています。 なお、「具体的施策においては、雇用関係下におけるハラスメントだけを想定したような書きぶりになっている」とのご意見に関しては、ご指摘の趣旨を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。 <修正前> 職場等での様々な場面でのハラスメントの発生を防止するため、 <修正後> 職場や学校等の様々な場面でのハラスメントの発生を防止するため、
第4章 推進体制				
28	52	25~30	警察職員への人権研修として、近年、裁判が提訴されるなど問題が顕在化している、警察によるレイシャルプロファイリングの内容を入れてください。	本計画は「滋賀県人権施策基本方針」を総合的・計画的に推進するための行動計画であり、各職業従事者に対する人権研修の内容の詳細を具体的に記載する性質のものではありませんので、原案のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の推進に取り組んでまいります。
計画全般への意見等				
29	—	—	新型コロナウイルス感染症やSNSなど、近年の社会情勢を踏まえた計画にさせていただいたと思います。それぞれの分野において、人権を大切にされた施策の推進を期待しています。	ご意見を踏まえ、本県の人権施策のさらなる推進に取り組んでまいります。
30	—	—	教育や啓発、相談体制、情報提供は重要なことですが、全ての前提として差別禁止の明確なルールが必要です。道路交通法というルール無しに交通安全を啓発することができないのと同じです。 他の自治体では、従来の人権条例を改正するなどして、処罰規定を含む（包括的）差別禁止条例の制定に取り組むところも出ています。滋賀県でも、そうした他の自治体の情報を集めて包括的差別禁止条例の制定に向けた議論を始めるぐらいの内容は入れてください。	包括的な差別の禁止に関しては、広域的な課題であり、単独の自治体の条例で実効性を担保することは難しく、法律に基づく全国一律の一元的な対応が必要であると考え、原案のとおりとし、国に対して引き続き実効性のある法制度の早期確立を要望してまいります。
31	—	—	全体的に差別を止めましょう、差別をしない人間になりましょうというベクトルでの人権啓発にシフトしすぎで、目の前の差別に対する行動の育成が圧倒的に不足しています。 いわゆる「ハイトスピーチ解消法」の自治体への要請に応えていません。この計画案で、差別やパッシングのターゲットになりやすい被差別部落や在日外国人、障害者、LGBTQ等マイノリティを守るのかハイトクライムを防げるのか、おおいに疑問です。差別をした側にいかに毅然と対処するのか重要です。 滋賀県は差別を許さないという方向性を計画の中にはっきりと示して頂きたい。国の法整備を待たずに、差別の禁止、ペナルティを課す方向で取り組んでいる自治体があります。滋賀県もそれに続くべきです。	本計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画としての性格を持つものであることから、教育・啓発等の基本施策の推進に関する事項を中心に記載しているものですので、原案のとおりとします。 なお、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）」では、「地方公共団体の責務」として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」とされていることから、引き続きハイトスピーチの解消・防止のための教育・啓発等の取組を推進するとともに、国に対して、実効性のある対策を講じるよう求めてまいります。

No.	素案への御意見			県の考え方
	頁	行	御意見等（要約）	
32	—	—	<p>分野別に施策を推進するためには、県民意識調査だけでなく、県内の差別やハラスメントの実態を分野毎に定期的に調査する必要があると考えます。</p> <p>滋賀県人権尊重の社会づくり条例の第6条第2項には滋賀県人権施策推進審議会は、「人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する」と規定されていますので、分野別の差別実態調査についても本計画に位置づけて下さい。</p>	<p>「分野別の差別実態調査」の実施につきましては、手法等の観点から多くの課題があり、計画への位置付けは困難であるため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、「人権に関する県民意識調査」では、その調査項目の一部において、県民が人権侵害を受けた経験を尋ねる質問を設けるなどして、県内の人権侵害の実態の把握に努めているところです。</p>